

日本共産党

高槻市議員

きよた 純子



ニュース

2018年7月6日
NO. 73

発行：日本共産党高槻市議員団 きよた純子
連絡先：議員団控室
TEL072-674-7230 FAX072-674-3202
上本町3-25 TEL/FAX. 676-5068



亀裂が入りブルーシートをかけた三島江の堤防

大阪北部地震

6月18日の震度6弱の地震は高槻南部が震源地で、大きな被害があり、2人の方が亡くなりました。寿栄小学校のブロック塀は、法定点検がされておらず、違法状態で倒壊による死亡事故は人災でした。防災アドバイザーや保護者から危ないと指摘を受けていたものです。

また、震源地ということもあって南の地域では瓦屋根や壁などの被害が多く、生活再建への支援を抜本的に広げることが必要だと強く思います。



6月22日、淀川河川事務所、党国會議員、宮原府議、市会議員団で被災状況聞き取り、要望しました。



市立寿栄小学校の倒壊したブロック塀

小・中学校など公共施設のブロック塀の安全確保を

小・中学校のブロック塀は約40年前にプールの目隠しに造られたものです。法律では鉄筋は基礎部分からブロックの最上部まで通すことになっていました。「控え壁」もなくまさに違法

1978年の宮城県沖地震では、ブロック塀の倒壊で18人の方が亡くなられ、ブロック塀の危険性が問題になっていました。子どもの通学路はもちろん、人が通る道沿いにある会社や民家のブロック

民間ブロック塀の安全確保を

高槻市では、他の公共施設のブロック塀も調査し、高さ1.2mを超えるブロック塀すべてを撤去するとしていました。市は小・中学校29校のブロック塀を夏休みが終わるまでに撤去し、フェンスを仮設します。高槻市では他の公共施設のブロック塀も調査し、高さ1.2mを超えるブロック塀すべてを撤去するとしていました。

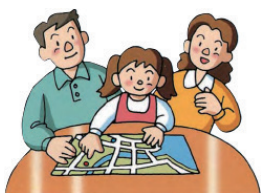
高槻市が民間ブロック塀撤去へ補助

古くなったブロック塀について、どうしたらよいのかという相談も。そんな中、高槻市では民間のブロック塀の撤去に対して20万円を限度に補助します。また、幹線通学路に面している場合は、限度額を30万円にします。申請の受け付け開始は7月中旬頃になる予定です。国や府も補助制度をつくるべきです。

河川の被害

を撤去するとしていました。市内の公共施設は12カ所、「危険」、63カ所が「要注意」と判定されました。高槻市は保育所や公民館、児童遊園、プールなど75施設のブロック塀を撤去します。

国交省近畿地方整備局淀川河川事務所によると、河川は淀川水系11カ所（うち高槻で3カ所）で亀裂など堤防の被災を確認しています。共産党市議員団は国会議員団と連携し、河川の維持補修や改修の予算を増やすことなどを求めています。



一部損壊への支援が必要



今回の地震は、一部損壊の被害が多く、大阪府下で約2万件以上、高槻市でも8000件を超えています。しかし、国や大阪府の制度は、全壊か半壊と判定されなければ支援を受けられませんでした。

6月27日(2)回目の要望書提出。
日本共産党宮原府議、市議員団

自宅の修繕に耐震化工事の補助制度が利用できる場合が

1981年(昭和56年)5月31日以前に建てられた木造の戸建て住宅への、耐震化工事の市の補助は、大阪府の基準より15万円多く55万円補助されます。世帯の年間所得が25万6千8百円以下ならさらに20万円プラスされ75万円補助があります。耐震工事には、耐震診断、耐震設計が必要ですが、それぞれ補助制度があり、最大



で89万5千円の補助になります。自宅の修繕にいくらかかるのか、耐震工事を請けた方が負担が軽減されるのか、相談してください。

家の除却にも補助があります

1981年以前の建物で、耐震診断(補助あり)の結果、耐震性に問題がある場合、除却工事に20万円の補助がでます。市内事業者による建替えは10万円プラス、子育て世代による建替えの場合は10万円プラスされます。相談先・市審査指導課 674-17567

り災証明を活用しましょう

【市民税関係】

災害で、固定資産に被害を受けた場合は減免があります。災害日以降に支払う分について、家屋や償却資産に10分の2以上の損害があれば程度に応じて減免を受けられる場合があります。

【国民健康保険料・介護保険料の減免】

高槻市の国保、介護の減免要綱では、保険料を負担することが困難であると認められるときは、保険料を減免することができます。市では、全国的に減免制度がある全壊・半壊以外の、一部損壊でも保険料の減免制度を独自に持つています。持ち家はもちろんです。家財道具に被害があり生活再建が大変という理由から、借家でもり災証明があれば対象になります。

個人住民税も同じように、減免を受けられる場合があります。

減免の期間は、今年の6月分から2020年3月分まで保険料を減額することができます。

自宅に住むことができなくなった方の住宅の確保

避難されている方を中心に市営住宅、府営住宅、大阪府住宅供給公社などに仮住まいをして頂くことになりました。準備に約1ヶ月必要としており、入居はその後になるとしています。

市の被害状況 (7月6日午前8時現在)

全壊	3棟
半壊	10棟
一部損壊	8,100棟
罹災証明の受付	8,059件
現地調査件数	1,192件
発行件数	6,744件
ブルーシート	18,300枚
土のう配布数	4,700個
コン口配布数	5,600台
震災直後	
ガス供給停止	45,745戸
避難勧告	20世帯

- ・他に水道が多くの世帯で断水しました
- ・一部の小学校の給食棟が使用禁止に

減免基準 (り災証明はどの要件でも必要)

要件	減免する保険料
半壊または、半壊以上	全額
一部損壊または、床上浸水	保険料の2分の1
上記より軽度な災害損失	保険料の5分の1

定例・市政相談会

きよた純子

事前に電話で
ご連絡ください
676-5068

第3(木)午後2時~4時

場所: 八幡町1-33
TEL: 673-0002

第4(木)午後2時~4時

場所: 川添2-3-12
TEL: 692-0144